

放置自転車等の廃棄処分に関する申し合わせ

〔平成15.2.14
制 定〕
改正 平成19.1.30
平成20.1.21
平成21.6.1

本郷構内における原動機付自転車及び自転車（以下「自転車等」という。）の駐輪に関しては近年急増傾向にあり、食堂・グランド入口等の共有施設はもとより、各部局周囲及び点字ブロック上への不法駐輪等が見られるのが現状である。

こうした状況の一因には、整備不良や卒業等により不要となり、そのまま不法に投棄された自転車の存在が少なからず確認されている。

本学では構内の交通の安全、環境の保持のため、不法駐輪自転車の整理・廃棄方法について、全学的な取り扱いを下記のとおり定め、本学学生・教職員に趣旨を周知のうえ、各部局が協力して廃棄処分の実施に当ることとする。

1 廃棄処分実施時期

全学的に一斉に実施する自転車等の撤去・廃棄処分は、適宜、本部にて実施するものとする。

2 廃棄処分の実施方法

- (1) 学内に駐輪中の未登録自転車等に、告知文記載の全学統一ラベルを一斉に取り付ける。
- (2) 上記ラベルは、取り付け後2週間の猶予期間を設け、自転車等の所有者にその間に取り外させて、所有している旨を明らかにする。
- (3) 2週間を経過し、ラベルが付いている自転車等は、所有者が無いものとして処分の作業対象とする。
- (4) その後、廃棄処分手続に要する期間（約1ヶ月）をもって保管期間とする。この間に申出があったものは、所有者に返還するものとする。（他部局登録の自転車等については、当該部局に連絡するものとする。）
- (5) 保管期間を終了し、廃棄処分が決定した自転車等は、写真等の方法で記録を保存した後、全学的に一括して処分するものとする。

3 廃棄処分手続

上記2 - (4)の保管期間中の諸手続は、次のとおり処理にあたる。

- (1) 原動機付自転車（50cc以下）については、ナンバープレートに表示された市区町村に対して廃車手続きの有無等の確認を行い、その結果、次のように扱うものとする。
 - (イ) 所有者が判明したものについては、所有者に返還する。
 - (ロ) 廃車手続きが行われているものについては、廃棄処分とする。
 - (ハ) 所有者が不明であるものについては、廃棄処分とする。
- (2) 廃棄処分対象の自転車等のうち、防犯登録がなされている自転車及びナンバープレートがある原動機付自転車（廃車手続きのあるものを除く）については、放置自転車等一覧表（別紙1）を作成する。
- (3) 放置自転車等一覧表（別紙1）に基づき、本部環境グループは警察署に照会のうえ、盗難車の確認にあたる。
- (4) 盗難車は警察署に引渡し、その他は大学において一括処分を行う。